

建設工事等の閲覧図書取扱要領

(総 則)

第1条 山形県が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、測量、調査及びコンサルタントに係る業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札公告等及び設計図書等（以下「閲覧図書」という。）の閲覧及び貸出しの取扱いは、この要領によるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、山形県電子閲覧システム運用要領（以下「運用要領」という。）第2条に定めるところによる。

(閲覧の方法)

第3条 閲覧図書の閲覧は、電子閲覧によることを原則とするが、次のいずれかに該当するときは、書面閲覧とすることができるものとする。

- (1) 書類や原図等の電子化に多くの経費や時間を必要とする場合（ノンスケールでスキャナー等による電子化が可能な場合は除く。）
- (2) 事業執行に緊急の対応が必要な場合
- (3) その他所属長が認めた場合

(閲覧図書の作成)

第4条 閲覧及び貸出しに供する閲覧図書の作成は次の各号による。

- (1) 電子閲覧の場合については、山形県電子閲覧システムに閲覧図書を登録するものとし、書面による作成を要しない。

ただし、運用要領第7条第2項、第8条第4項及び第7項の場合に対応するため、閲覧図書をCD-Rに複写したものを貸出し用として1部作成するものとする。

- (2) 書面閲覧の場合については、書面により2部作成し、1部を閲覧用、もう1部を貸出し用とする。

なお、貸出し用閲覧図書のうち、図面については、一般平面図のみとするが、必要に応じ一般平面図以外の図面を追加できることとする。

ただし、閲覧図書の一部が電子データ化されている場合は、原則として、当該部分については書面による閲覧図書を作成することを要せず、貸出し用として、当該部分をCD-Rに複写したものを1部作成するものとする。

(閲覧及び貸出しの対象者)

第5条 閲覧及び貸出しを受けることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該建設工事等の一般競争入札に参加しようとしている、又は指名競争入札に指名された法人等に勤務する者。
- (2) 入札業務を担当する課の所属長(以下「担当課長」という。)が認めた者

(書面閲覧の手続き)

第 6 条 閲覧図書の書面閲覧については、閲覧を希望する者から閲覧図書閲覧申込書(様式第 1 号)を受領のうえ、申込み順に 1 者ずつ閲覧させるものとし、必要に応じ閲覧時間の指定を行うものとする。

(貸出しの手続き)

第 7 条 閲覧図書の貸出しについては、借受けを希望する者から閲覧図書借受申込書(様式第 2 号)を受領し、申込み順に 1 者ずつ貸出すものとし、必要に応じ貸出し時間の指定を行うものとする。

(閲覧図書の管理)

第 8 条 閲覧図書は、次により取り扱うものとする。

- (1) 担当課長は、申込書を整理・保管しておかなければならない。
- (2) 担当課長は、閲覧及び貸出しに供している閲覧図書の紛失、破損、改ざん及び書き込み等のないよう、管理責任者を置いて管理するものとする。

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 2 1 年 1 0 月 2 7 日より施行する。

様式第1号

閲覧図書閲覧申込書

閲覧申込日時	平成 年 月 日 時 分				
案件名					
閲覧日時	開始	平成	年	月	日 時 分
	終了	平成	年	月	日 時 分
商号又は名称					
住所	〒				
電話番号					
閲覧者氏名					

閲覧日時欄は、閲覧開始時、終了時にその都度記入することとする。

返却確認	
------	--

この欄は、管理責任者側が記入

閲覧図書借受申込書

借受申込日時	平成 年 月 日 時 分					
案 件 名						
1 借 受 媒 体	C D - R ・ 書 面					
2 借 受 日 時	開始	平成	年	月	日	時 分
	終了	平成	年	月	日	時 分
商号又は名称						
住 所	〒					
電 話 番 号						
借 受 者 氏 名						

1 : 該当する媒体名に を記入すること。

2 : 借受日時欄は、借受時、返却時にその都度記入することとする。

返却確認	
------	--

この欄は、管理責任者側が記入